

第3章 事前復興まちづくり計画策定の各段階における実施事項

1 事前復興まちづくり計画検討の準備段階における実施事項

1-1 検討体制の構築

市町村のまちづくり部局を中心に、復興まちづくりに関係する部局を含めた検討体制を構築することが望ましい。事前復興まちづくり計画の検討は、発災後のまちの将来像や復興まちづくりの方針等、市町村にとって重要な事項を検討するものであるため、首長をはじめとした庁内全体の理解を得ながら検討を進めることが重要である。

事前復興まちづくり計画は、まちづくり部局を中心に、防災部局をはじめとした関係部局を幅広く含めた検討体制を構築することが望ましい。

検討体制の構築にあたっては、まちづくり部局が事務局になり、関係する部局で構成される庁内検討会議や勉強会を開催し、関係部局の理解を得ながら効率的に検討を進めることが考えられる。

こうした検討体制は、被災後には、復興まちづくり計画の検討体制にもなりえるため、平時から関係部局と連携することは重要である。

なお、市街地等の復興に関する分野に限らず、他分野も含めた総合的な計画を検討する場合や、復旧時の対応も含めた計画を検討する場合は、企画部局や防災部局と連携することが考えられる。

また、計画検討は市町村職員の復興まちづくりへの理解の促進や、被災時の復興まちづくりを担える人材育成の機会となるため、職員自ら主体的に検討に関わることが望ましい。

さらに、復興まちづくりを進める上では、地方公共団体の首長の役割も大きい。被災後の復興まちづくりの方向性を決定し、住民等の理解を得る際に重要な役割を担うこととなるため、首長の理解を得ながら事前復興まちづくり計画の検討を進めることが重要である。

このほか、庁内での検討体制の構築に加え、復興に関する有識者や地域の専門家等の多様な外部主体を含めた検討体制を構築し、様々な観点から議論することが考えられる。

また、検討の進捗に応じて、公共施設の整備主体または管理主体となる国、都道府県が検討体制に加わることや、近隣の市町村と連携した検討体制を構築することも考えられる。

参考事例 南海トラフ地震事前復興共同研究

愛媛県の宇和海沿岸5市町（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町）と愛媛県、愛媛大学、東京大学が共同で、南海トラフ巨大地震による大規模災害の可能性に対処するため事前復興デザイン研究に取り組み、その成果を南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針にとりまとめた。

出典：宇和海沿岸地域 南海トラフ地震事前復興共同研究

<http://www.ccc.ehime-u.ac.jp/~rd/index.html>

1-2 基礎データの収集

市街地整備等の課題や災害発生の可能性等を把握、整理するために、都市計画基礎調査の結果や被害想定等の調査結果等の基礎データを収集する。

事前復興まちづくり計画の検討に向けて、市街地等の現状を把握するため、市町村の状況に応じて可能な限り、都市計画基礎調査の結果や被害想定等の調査結果等の基礎データを収集する⁵。

(表6参照)

また、事前復興まちづくり計画は、市町村の方針等を示す上位関連計画の内容を踏まえて検討することになることから、総合計画、都市計画区域の整備、開発又は保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）、市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村都市計画マスタープラン」という。）等の関連する計画（表7参照）を収集、整理する。

表6 収集する基礎データの項目例

| 項目 | 内容 |
|---------------|---|
| 被害の分布・規模等 | ハザードマップ、都道府県による被害想定、上位関連計画 等 |
| 人口、世帯の動向 | 人口・世帯数、高齢化率、高齢者のみ世帯数等の状況 等 |
| 法規制の状況 | 都市計画図、農業振興地域図、森林法等、各種法規制の状況 等 |
| 土地利用・建物利用 | 土地利用現況図、建物利用現況図、建物構造別分布 等 |
| 都市施設の整備状況 | 根幹的な都市施設や防災施設の整備状況、農道や林道の整備状況 等 |
| 市街地開発事業 | 市街地開発事業（土地区画整理事業や市街地再開発事業等）の状況 等 |
| 建物の耐震化状況 | 建物の固定資産課税データ（築年数）等から把握される耐震化の状況 |
| 災害発生時に活用可能な土地 | 災害発生時に応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等として活用可能な公園、未利用地の状況 等 |

表7 上位関連計画等の例

| 上位関連計画 | 留意すべき情報 |
|----------------|--|
| 総合計画 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村の将来目標や重視する事項 防災に関する方針 等 |
| 都市計画区域マスタープラン | <ul style="list-style-type: none"> 土地利用の方針 根幹的な都市施設の方針 等 |
| 市町村都市計画マスタープラン | <ul style="list-style-type: none"> まちの発展経緯、将来都市構造や拠点地区等の位置づけ 被害想定地区周辺の土地利用や都市施設に関する方針 防災に関する方針 等 |
| 立地適正化計画 | <ul style="list-style-type: none"> 各種災害のハザード、リスク 目指すべき都市の骨格構造 都市機能誘導区域や居住誘導区域 誘導施策 等 |
| 地域防災計画 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の災害履歴 被害想定(ハザード・リスク) 復興時の体制・手順や復興計画の策定体制 等 |
| 国土強靱化地域計画 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害等に対する脆弱性評価 復興まちづくりへの取組み等のリスクシナリオを回避する各種施策 重要業績指標(KPI) 等 |
| 人口ビジョン・総合戦略 | <ul style="list-style-type: none"> 将来人口 各種施策 等 |

※ 上記に示す基礎データの項目や上位関連計画は、あくまで例であり、地域によっては整備・策定されていない場合もあるため留意が必要である。

⁵ 基礎データの収集、整理については、復興事前準備ガイドライン P28、29 を参照

2 事前復興まちづくり計画の検討段階における実施事項

2-1 ① 復興課題の整理(基礎情報の把握・整理)

収集した基礎データや上位関連計画をもとに、人口・世帯の動向をはじめとした市街地の特性や課題等の基礎情報を把握、整理する。

復興まちづくりの目標等は、人口動態や産業動態等の市町村の統計のほか、総合計画や市町村都市計画マスタープラン等の上位関連計画に位置づけられているまちづくりの方針やまちの将来像等を踏まえて検討することになることから、関係する統計データや上位関連計画の位置づけ、内容を整理しておく必要がある。

特に、大規模な災害発生後は、人口減少や産業の衰退等の社会トレンドが加速し、地域が被災前から抱えていた課題が顕在化することから、こうした課題に対応した検討ができるよう、人口動態や産業動態等は、将来の推計も含めて整理しておくことが重要である。

将来人口を適切に設定するため、国立社会保障・人口問題研究所による将来予測を基本とすることが考えられる⁶。なお、発災後の社会トレンドの加速化の影響を正確に推計することは困難であるが、過去の災害の傾向の分析や、住民や事業者への意向調査等をきめ細かく実施することも効果的と考えられる。

復興検討区域(2-1 ③ 復興課題の整理参照)の抽出や復興まちづくりの実施方針の検討にあたっては、土地利用現況、建物利用現況、基盤整備状況、法規制の状況等の基礎データと被害想定を重ね合わせた情報を活用することになるため、こうした基礎データも整理しておくことが重要である。

なお、大規模災害発災後は、応急仮設住宅やがれき置き場として活用できる土地を早期に決める必要があり、また、復興まちづくりを進めるにはこれらの土地の位置等を考慮する必要がある。

そのため、事前に地籍調査の実施状況を把握するとともに、応急仮設住宅やがれき置き場として活用できる可能性のある土地について、土地の面積や位置、所有者等を確認しておくことが重要である。

⁶ 人口推計には、将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版) (国土技術政策総合研究所) も活用できる。
(国勢調査の小地域人口・世帯データを用いてコーホート法により将来人口予測を行うとともに、マップ表示する機能を備えた Excel ベースのツール)

参照 : <https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/cohort-v2>

2-1② 復興課題の整理(被害想定)

国や都道府県の情報等をもとに災害による被害を想定する。その際、当該市町村において最大規模の災害による被害を対象とする必要があるが、様々な被災に柔軟に対応できるよう、災害の頻度や規模を考慮した複数の被害想定や、それに応じた選択肢のある復興まちづくりを検討しておくことも重要である。

被害想定は、地域防災計画で想定している災害を基本とし、国、都道府県での被害想定をもとに、災害特性、被害状況を確認する⁷。その他の参考とすべき想定があれば、その内容も考慮する。

事前復興まちづくり計画は、被災後に面的整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる大規模な災害を想定するものであり、市町村において想定される最大規模の災害による被害を対象とする必要がある。

ただし、想定した災害による被害と実際の被害は必ずしも一致しないことから、様々な被災に柔軟に対応できるよう、災害の頻度や規模等、複数の被害を想定し、それに応じた選択肢のある復興まちづくりを考えることが重要である。また、近年の災害発生の激甚化を踏まえて、地震発生後に間を置かず水害が発生する等の複合災害を想定することも考えられる。

市町村の検討の進め方は、最大規模の災害による被害を想定して検討し、その後、複数の被害についても検討することが考えられる。

例えば、津波の場合、L1とL2の津波災害による被害想定を把握した上でL1とL2、それぞれの復興まちづくりについて検討することも考えられる。(図14参照)

また、最大規模の災害による被害が甚大で復興まちづくりの検討が難しい場合は、先に比較的、高頻度で中程度の災害による被害を想定して検討することも考えられる。

なお、被害想定は、復興検討区域の抽出や復興まちづくりの実施方針の検討の際に活用するため、単に建物被害棟数等の量的な把握に留まらず、図上で被害程度を把握する必要がある。

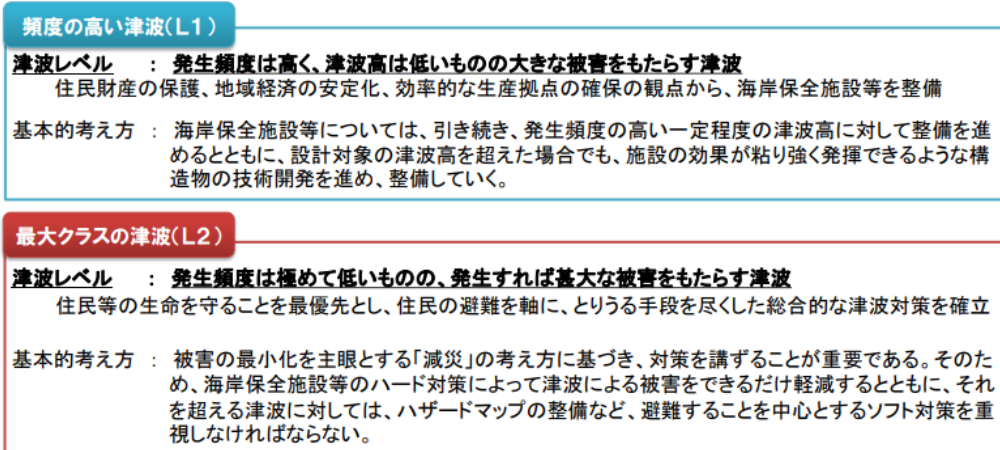


図14 津波レベルについて

出典：国土交通省ホームページ 津波防災地域づくり法について

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

⁷ 被害想定の確認については、復興事前準備ガイドライン P30 を参照

2-1③ 復興課題の整理

整理したまちの基礎データと被害想定をもとに復興課題を整理する。

土地利用現況、建物利用現況、基盤整備状況、法規制の状況等の基礎データと被害想定を重ね合わせることで、復興課題を整理する。

具体的には、土地利用・建物利用状況や、土地利用規制の状況、基盤整備状況、上位関連計画における区域の位置づけ等の基礎データと被害想定を重ね合わせて、大きな被害が想定される区域や、復興まちづくり事業の実施が見込まれる区域等を確認し、復興課題を整理する。

なお、整理した復興課題を踏まえて、面的整備等の復興まちづくり事業の実施を検討する必要性が高くなると想定される区域を復興検討区域として抽出し、復興パターン（被災地域からの移転や安全性が高められた地域への集約、防護施設整備を前提とした現地再建、市街地の改造型の基盤整備、修復型の基盤整備等の復興まちづくりの方向性）を検討することになる。

この復興検討区域の抽出や、復興パターンの検討方法は、「2-3 復興まちづくりの実施方針の検討」で記述する。

参考事例 復興課題の整理の例

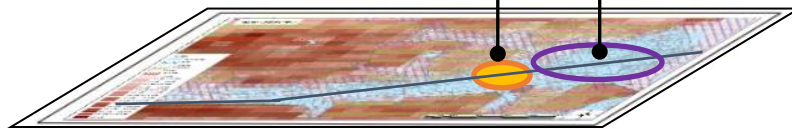
例1 津波・水害を想定する場合

被災した地区の市街地特性として基盤整備の状況を確認し、上位関連計画から被災後の復興まちづくりで地区が担うべき役割を把握する。加えて、津波浸水想定での災害リスクと建物被害の分布等を重ね合わせることで、地区の復興課題を抽出する。

●復興課題の整理

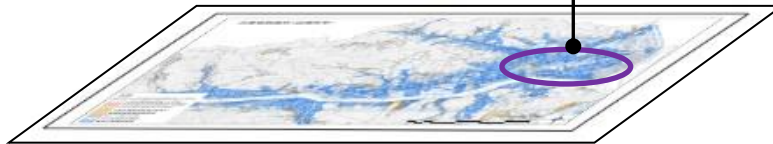
河川沿いの低地に形成されている拠点的な市街地と農地が混在する地区。上位計画では「駅周辺の拠点」に位置づけられている

多くの居住者がいるが被災すると現地再建には土地の高上げが必要



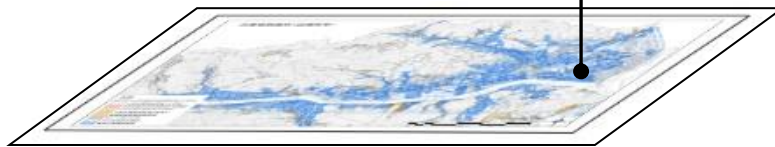
●建物被害の分布想定図

木造家屋が多数倒壊する可能性が高い区域



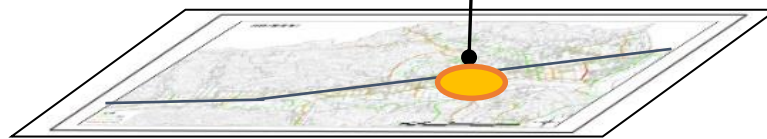
●津波浸水想定・災害リスク (地形、ハザードマップ、災害履歴等)

津波浸水想定区域（浸水深 2m 以上の区域）



●上位関連計画での位置づけ

駅周辺の拠点として位置づけ



●市街地特性(面整備状況・インフラの整備状況、建物の特性)

面整備済み

市街地と農地が混在する区域

木造家屋が多数立地する区域



市街地等の骨格構造、上位関連計画と災害との関係が確認可能

例2 地震を想定する場合

被災した地区の市街地特性として液状化の可能性、基盤整備の状況、木造住宅の立地状況等を確認し、上位関連計画から被災後の復興まちづくりで地区が担うべき役割を把握する。加えて、建物被害の分布等を重ね合わせることで、地区の復興課題を抽出する。

●復興課題の整理

地震により甚大な被害が想定される。復興には基盤整備が必要。

被災後も、拠点としての役割を担うことが考えられる



●建物被害の分布想定図

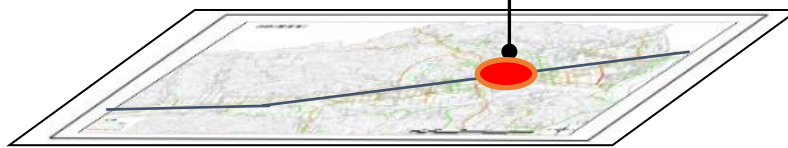
老朽化した木造家屋が密集し被害大が想定される区域

液状化による地形の変状に伴い建物の倒壊の可能性が高い区域



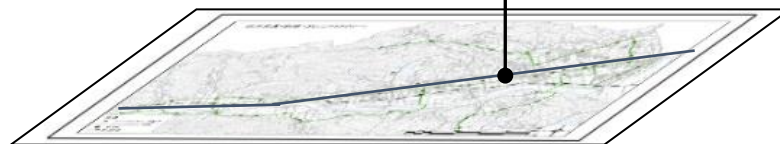
●上位関連計画での位置づけ

駅周辺の中心拠点地区



●道路や大規模公園の整備方針

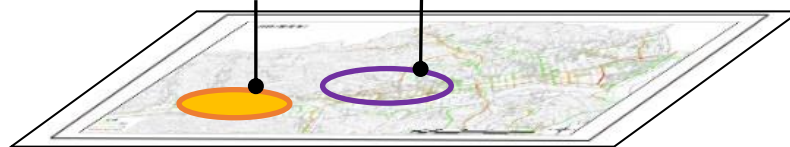
整備の優先性が高い道路



●市街地特性(面整備状況・建物の特性)

面整備済み

老朽化した木造家屋が密集する区域



●市街地特性(液状化の可能性が高い区域等、災害リスク(災害履歴等))

液状化の可能性が高い区域



市街地等の骨格構造、上位関連計画と災害との関係が確認可能

2-2 復興まちづくりの目標の検討

上位関連計画や、人口減少等の地域課題を踏まえて、復興まちづくりの目標や、その目標の実現に向けた基本的な考え方を検討する。

市町村都市計画マスタープラン等の将来都市構造を基本とし、復興後の都市構造を検討する。

被害想定が甚大で、既往計画では将来像の検討に対応できない場合は、新たな観点からの検討が必要な場合もあり得る。

復興まちづくりの目標、目標の実現に向けた基本的な考え方、将来都市構造について、総合計画や市町村都市計画マスタープラン等、関連計画におけるまちの将来像を踏まえて検討する。

(1) 復興まちづくりの目標

1) より良い復興に向けた目標の設定

復興で目指すべきまちの目標の設定にあたっては、単に元のまちに戻すだけでなく、被災前よりも災害に強いまちを目指す等、より良いまちを目指すことを念頭に置いた目標や、その目標の実現に向けた基本的な考え方を示すことが望ましい。

例えば、今後、同様の被災があった場合、防災性を高めて復興する場合には「被災を繰り返さないまちづくり」、避難を前提としたハード整備による防災性の向上により復興を目指す場合には「避難を前提とした復興まちづくり」、産業の復興が重要な地域である場合には「地元の漁業、商業、事業所と住民が協働で進める復興まちづくり」と位置づけることが挙げられる。

2) 地区別の目標の設定

市町村の規模が大きい場合等は、市町村全体の目標のほか、地域によって被災状況が異なることや地域特性によって復興の方向性が異なることも考えられる。そのため、地域や復興検討区域に応じた目標の考え方を整理しておくことも重要である。

(2) 基本的な考え方

1) 社会動向等を踏まえた目標の設定

東日本大震災等の過去の災害を踏まえると、大規模な災害は社会トレンドを加速化させ、地域が被災前に抱えていた人口減少、若者の流出、高齢化、産業の衰退等の長期的課題を一層顕在化させることになる。

したがって、社会動向等の変化を注視しながら、まちの将来像がどのように変化していきそうなのか、災害の発生がその変化に対してどのような影響を与えると考えられるのか、平時から検討しておくことが望ましい。さらに、人口減少が著しく、高齢化も進行している場合、目標を被災前の水準に設定することさえ容易ではないことも想定されるため、持続可能なまちを目指し、地域の新たな発展の可能性を模索して目標を検討することが考えられる。

2) 人口減少下における適正な事業規模の設定

将来の人口や産業等の規模は、復興後の姿を検討する際の最も基本的な基礎情報であるため、目標を設定する際には、これらの基礎情報を踏まえて、基盤整備が過大とならず、適切な規模になるよう十分に留意することが必要である。特に、近年の人口減少下においては、復興後の目標の設定を慎重に行うことが必要である。

目標を設定する際に、市町村において立地適正化計画を策定している場合は、その内容を踏まえて検討することが考えられる。

また、事前復興まちづくり計画において、復興後の目標を設定しても、その後に住民意向が変化して、目標が適切な規模ではなくなる場合も考えられる。そのため、住民意向の変化を注視しつつ、復興まちづくり事業の中で柔軟に対応できるように考慮しておくことや、復興時に基盤整備の規模を縮小できるように対応方法を検討しておくことが考えられる。

表8 事前復興まちづくり計画における、復興まちづくりの目標・方針の事例

| 計画名 | 静岡県・富士市事前 都市復興計画 (平成28年3月) | 愛媛県・西予市 事前復興計画 (令和5年3月) | 東京都・葛飾区都市 計画マスタープラン (平成23年7月) | 神奈川県・厚木市 防災都市づくり計画 (令和5年3月) |
|------------|---|--|---|--|
| 被災想定 | 南海トラフ地震 (揺れ・火災) | 南海トラフ地震(揺れ・津波・火災) | 首都直下地震 (揺れ・火災) | 地震・洪水・土砂災害 |
| 復興まちづくりの目標 | 下記の視点を基本理念において配慮すべき事項としている。 視点1 <u>持続可能なまちづくり</u> 視点2 <u>市民・事業者が安心して生活・操業できる場の確保</u> 視点3 <u>市民・事業者・行政の協働によるまちづくり</u> | 復興目標は「 <u>発災後に、市民や関係者等の意見を反映し、決定する。</u> 」としている。復興方針の1つに「 <u>コンパクトな市街地・集落の形成</u> 」を位置づけ。個別地域を対象として事前復興まちづくり計画を策定。三瓶東地区では住民参画で復興の目標等を設定。 | 「震災復興まちづくりの方針」として「 <u>被災を繰り返さない、水と緑あふれる市街地の形成</u> 」をテーマとし、目標の1つに「 <u>安全な地盤の構築</u> 」として、 <u>堤防と一体となった沿川市街地の高台化</u> 等を位置づけ。 | 目標は「 <u>誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い都市</u> 」を目指すとしている。「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」の趣旨を踏まえ、 <u>復興と合わせて居住誘導区域への緩やかな誘導を図るとしている。</u> |

(3) 将来の都市構造

復興後の都市構造は、市町村都市計画マスタープランや立地適正化計画等に位置づけられた将来の都市構造が基本となる。

将来の都市構造は、基盤整備の実施等により都市の課題解決を目指す修復型のまちづくりを中心に検討することとなるが、実際に発生した災害が非常に大規模で市街地等が壊滅してしまい、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、これまでに検討された将来都市構造とは異なる方向性も含めて、都市構造が検討されることもあり得る。このことを目標検討の際に考慮して、適切に位置づける。

参考事例 富士市事前都市復興計画 復興まちづくりの基本理念（静岡県富士市）

富士市では、「第4次地震被害想定」で想定している被害が発生した場合においても、将来のまちの骨格形成に大きな影響を与えることがないため、復興まちづくりで目指す将来都市構造構想は、都市計画マスタープランの将来都市構造を踏襲することとしている。ただし、想定を大幅に超える被害が発生した場合には、拠点等の再配置について検討することとしている。

将来のまちの骨格図（都市計画マスタープラン）



出典：富士市都市計画マスタープラン

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1201/fmervo000000445e.html>

2-3 復興まちづくりの実施方針の検討

復興まちづくりの実施方針の検討にあたっては、まず、面的整備等の復興まちづくり事業の実施を検討する必要性が高くなると想定される区域を復興検討区域として抽出する。

抽出した復興検討区域を対象に、まちの基礎データや被害想定を踏まえて復興パターンを検討し、復興まちづくりの方針図を作成することを基本とする。

また、復興パターンに応じた市街地整備等の実施手法や、土地利用や市街地整備、道路交通、公園、防災に関する分野別方針も整理することが望ましい。

このほか、復旧から復興までの流れを時系列で整理することや、復興まちづくりの進め方や住民との関わり方を整理することが考えられる。

(1) 復興検討区域の抽出

面的整備等の復興まちづくり事業の実施を検討する必要性が高くなると想定される区域を復興検討区域として抽出する。具体的には、被災市街地等を含む区域に加えて、高台移転等により新たに整備することが想定される区域も含めて広く抽出する。

復興検討区域は、被災の状況に応じて市町村全域のものから、数十ヘクタール程度の地区レベルのものも想定され、被災後、復興計画や復興まちづくり計画を策定する際には、この復興検討区域を、復興計画の区域（計画区域）にすることも考えられる。

なお、抽出した復興検討区域内では、復興パターンを検討することになる（図15参照）。この復興パターンの検討方法は、「(2) 復興パターンの検討」において記述する。

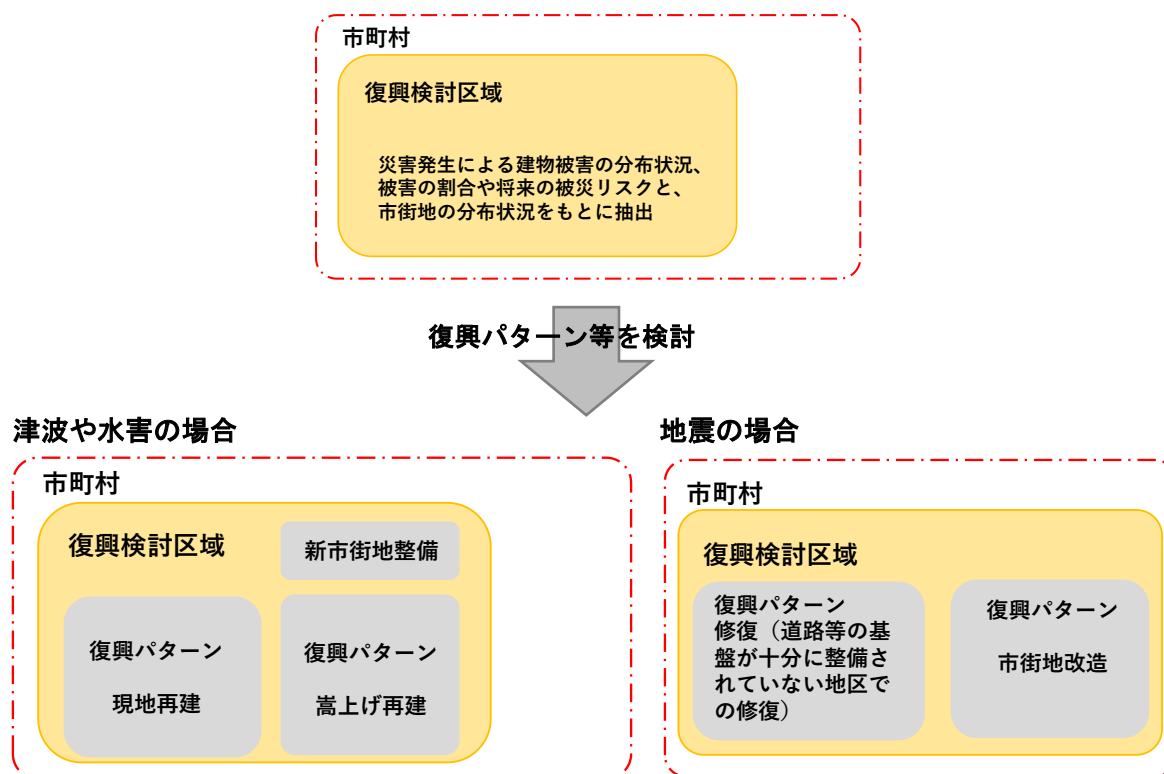


図15 復興検討区域の抽出から復興パターンの設定までのイメージ図

(2) 復興パターンの検討

復興パターンとは、地域特性を踏まえ、被災地域からの移転や安全性が高められた地域への集約、防護施設整備を前提とした現地再建、市街地の改造型の基盤整備、修復型の基盤整備等の地域特性や被災状況等を踏まえて検討される市街地整備方針のパターンをいう。「2-1③ 復興課題の整理」において抽出した復興検討区域内を対象に、まちの基礎データや被害想定を踏まえて復興パターンを検討し復興まちづくりの方針図として整理する。検討にあたっては、頻度が高く規模が小さい災害に対しては、建物や市街地等、人命も財産も守られるが、頻度が低く規模が大きい災害に対しては、人命を守ることを優先するまちづくりを目指すことが考えられる。

また、復旧・復興に要するコストや時間、将来人口等を考慮して、市街地をコンパクトにする等、原形復旧によらない迅速な復旧・復興の方法を検討することも考えられる。

検討にあたっては、以下の視点での検討が挙げられるほか、災害タイプごとに検討方法が異なるので参考にされたい。

1) 復興パターン検討にあたっての視点

①土地利用状況や市街地の特性

復興まちづくり事業は、一定程度の住居や都市機能のまとまりのある地域において実施されるため、被災が想定される地域の土地利用の確認が必要になる。市街地である場合、都市基盤の整備状況等を確認しておくこと、復興パターンを検討する際の参考となる。

②関連計画における地区の位置づけ

次の場合は、復興まちづくりの際に面的整備を導入し、将来の都市構造の実現を図ることが考えられるため、被害が想定される地域の将来の土地利用等を関連計画も踏まえて検討することが重要である。

- ・被害が発生する地域が将来的に都市の中心拠点になることが計画されている
- ・道路や公園等の公共施設整備が計画されている
- ・土地利用転換が市町村都市計画マスタープラン等の関連計画において位置づけられている

③被害想定やその他の災害リスク

市街地における浸水深さの分布や液状化被害の分布等、想定される被害を地図上で確認しておくこと、復興まちづくりを検討する際の参考となる。

また、事前復興まちづくり計画の検討の前提となる大規模災害に加え、その他の災害（例えば、地震や津波を想定している場合、水害や土砂災害）のリスクについても確認しておくこと、様々な災害に強い復興まちづくりを検討する際の参考になる。

2) 災害タイプ別の検討方法

①津波・水害

津波や水害の場合、ハザード情報から浸水域や浸水深がわかり、家屋等への被害が発生する地域がある程度確定的に想定できる。

そのため、被害が想定される区域の地形や土地利用状況等を踏まえて、復興パターンを検討し、その復興パターンに応じた市街地整備等の実施手法を整理することが考えられる。

②地震

地震の場合、揺れによる建物被害や地震により発生する火災による被害等を確定的に想定することが困難なことから、耐震性の低い建築物が多くある等の建物倒壊のリスクや、土地条件等を踏まえた液状化のリスク、木造住宅が密集している等の市街地火災のリスクを考慮して被災状況を想定する必要がある。

そのため、甚大な被害が発生する可能性が高い区域を想定し、これらの区域における被害程度や道路等の基盤整備の状況等を踏まえて、実施可能な市街地整備等の実施手法を整理することが考えられる。

災害タイプごとに想定される復興まちづくりの実施方針の検討方法は、地域の実情に応じて復興パターン、及び復興パターンに対応した市街地整備等の実施手法を検討することが望ましい。

(表9参照)

表9 災害に応じた復興パターンの検討方法

| 災害タイプ | 検討方法 | 事例 |
|----------|---|-----------------|
| 津波・水害タイプ | ① ハザード情報による被害発生の可能性をもとに、土地条件(地形特質)に照らして、どのような復興パターンが考えられるか検討する。 ② 復興パターンを比較検討して、発災頻度や被災状況に応じた最適な選択肢を復興まちづくり方針として整理する。 | 美浜町 太地町 等 |
| 地震タイプ | ① 土地条件(液状化のしやすさ)と既存建物の構造、建築年次の分布、道路基盤の状況の組み合わせから、甚大な被害の発生可能性を想定する。 ② それを前提とした被害の程度と現状の基盤整備の状況との組み合わせから、復興の方向性を復興パターンとして設定する。 | 葛飾区 富士市 等 |

(3) 市街地整備等の実施手法の検討

整理した復興パターンにおいて活用することが想定される市街地整備手法を整理することが望ましい。

この際、事業に要するコストや期間、事業完了後の維持管理費等を検討し、活用する際のメリット・デメリット等を整理しておくことで、実際に被災した際にも、復興まちづくりの実施方針を検討する際の有効な検討材料となる。

東日本大震災からの市街地復興事業は、津波被災市街地復興手法検討調査のとりまとめ⁸や東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ⁹において、各事業の特徴や留意点が整理されているので参考にされたい。

都市計画区域外等の一部の区域においては、活用可能な市街地整備手法が限定される点にも留意する必要がある。

⁸ 参照：東日本大震災からの津波被災市街地復興手法検討調査のとりまとめ
<https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi-hukkou-arkaibu.html>

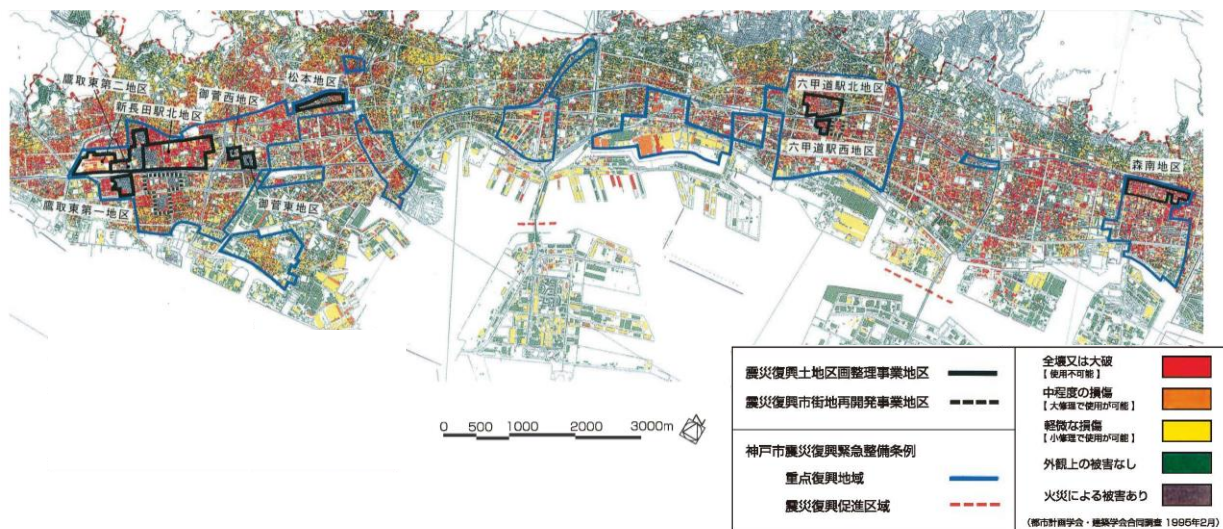
⁹ 参照：東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000042.html

参考事例 阪神・淡路大震災での復興パターンの設定（兵庫県）

阪神・淡路大震災からの復興まちづくりでは、被災状況、市街化の状況と関連計画での位置づけを踏まえて、震災復興促進区域を広範囲に定め、そのうち基盤が未整備で接道等に問題が多い地域を中心に重点復興地域に位置づけて面的整備等が進められた。

- ① 三宮等の都心商業地区は、道路等の基盤はおおむね整備済みであり、地区計画、総合設計等で景観等にも配慮しつつ建物再建を進める。
- ② 鉄道駅周辺等では、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地整備総合支援事業等で、ポテンシャルに対応した駅前広場や道路等の都市基盤と建物再建を併せて行う。
- ③ 淡路地域等、基盤未整備地区では、土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等で、都市基盤整備と建物再建に必要な敷地整備を併せて行う。
- ④ 耕地整理で市街地の形態ができていない地区では、土地区画整理事業、住宅市街地整備総合支援事業等で、必要な基盤や住宅の整備を行う。
- ⑤ 戦災復興土地区画整理事業等で都市計画施設が整備済みであるが、区画道路等が不足している市街地で面的に被害を受けた地区では、区画道路を確保する土地区画整理を行い、一方、被災建物が散在している地区では、自力再建困難な敷地の共同化を住宅市街地整備総合支援事業、優良建築物等整備事業等を活用して再建を支援する。

出典：復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査 概要版
阪神・淡路大震災復興事例を通して 兵庫県 2003年3月



出典：神戸市ホームページ

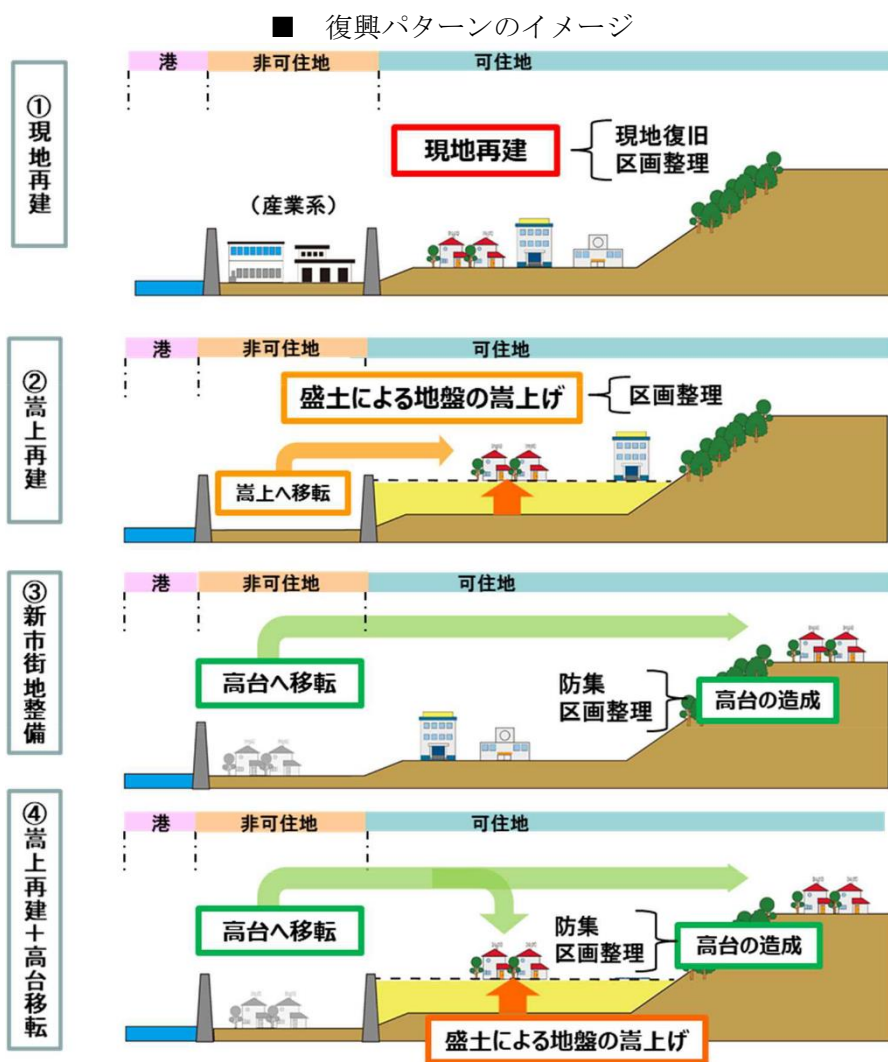
<https://www.city.kobe.lg.jp/a13150/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/adjustment/shinsai-fukko.html>

参考事例 地域特性別の被害想定、復興パターンの例示

A 海岸部 — 津波による被災

(A-1) 復興パターン

| 復興パターン | 概要 |
|-----------|---|
| 現地再建 | 堤防等により安全性を高めた上で、現位置で市街地等を再建 |
| 嵩上再建 | 被災前の市街地等を嵩上げし、安全性を高めた嵩上げ部へ移転 |
| 新市街地整備 | 高台等に新たな市街地等を整備し、都市機能を移転 |
| 嵩上再建＋高台移転 | 嵩上げに加え、一部は高台移転、現地再建等と組み合わせ 被災の恐れのある区域は非可住地とし、高台を可住地とする |



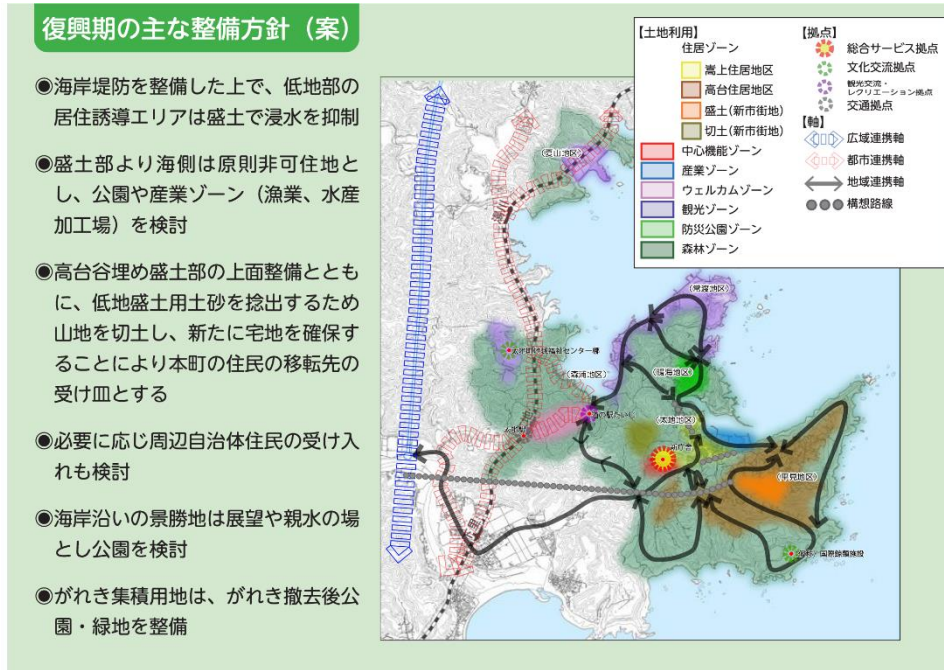
出典：東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000042.html

(A-2) 復興まちづくりの方針図

事例 1：和歌山県太地町の事例

太地町では、津波による被災を想定し、復興期の主な整備方針（案）として、低地で盛土して浸水を抑制する居住誘導エリアや、山地への新たな宅地の確保等を含めて作成している。

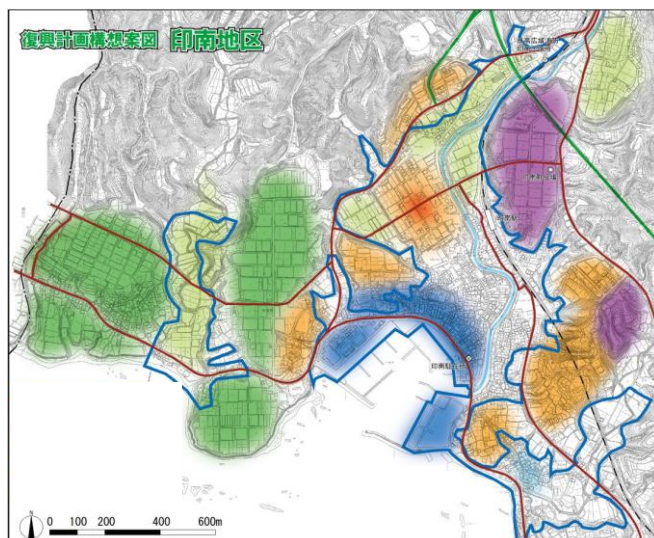


出典：太地町事前復興計画概要版

<https://www.town.taiji.wakayama.jp/bousai/zizenhukkoukeikaku.html>

事例 2：和歌山県印南町の事例

印南町では、甚大な災害が想定される印南地区と、切目地区の2地区を対象に土地利用配置を検討している。沿岸部の地形は山地が迫り平地が狭小なため、居住エリアを高台移転等により津波で浸水しない区域に配置することを基本としている。



出典：印南町事前復興計画概要版

<https://www.town.wakayama-inami.lg.jp/0000001461.html>

その他、東日本大震災からの復興では、次のように工夫しながら復興まちづくりが進められている。復興まちづくりの実施方針を考える上でも参考にされたい。

事例3 既存集落への「差し込み」による移転（大船渡市）

移転先として新たな住宅団地を造成するのではなく、既存集落に散在する未利用地等を移転先とする既存集落への「差し込み」等、既存ストックの活用も行われた。

■ 神坂地区（岩手県大船渡市）の「差し込み」による復興の例



出典：大船渡市提供資料

事例4 防潮堤と海岸部のまちづくりを両立した取組み（気仙沼市）

気仙沼市の内湾地区では、県、市及び住民・事業者の連携により、公共公益施設、観光商業施設と防潮堤を一体として整備する等、景観に配慮した快適な空間のデザインと津波防災を両立させた。



出典：気仙沼観光推進機構ホームページ

<https://kesennuma-kanko.jp/naiwan/>

B 市街地等・内陸部 — 地震による被災

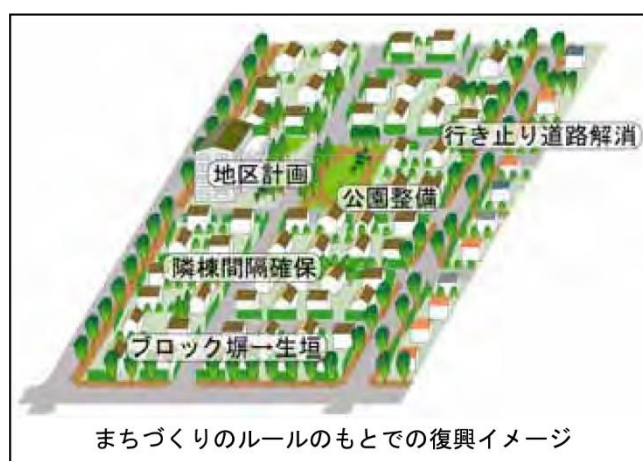
(B-1) 復興パターン

| 被害想定 | 基盤整備の状況 | 復興パターン | 概要 |
|--------|---------|------------------|-------------------------|
| 被害程度 大 | 整備不十分 | 市街地改造 | 土地区画整理事業等の面整備により復興を進める |
| 被害程度 小 | 整備不十分 | 修復 (軽度な基盤整備等) | 軽度な基盤整備や土地利用再編により復興を進める |
| 被害程度 大 | 整備済み | 修復(共同化等) | 共同化等、建物の再整備により復興を進める |
| 被害程度 小 | 整備済み | 個別再建 | 個別建物の建て替えで復興を進める |

■ 復興パターン別の復興イメージ



^{*}都市において、生活の基盤となる道路・鉄道等の交通施設、公園・緑地、上下水道等の供給処理施設のこと。



出典：葛飾区都市計画マスタープラン

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1030260/1006017/1006171.html>

(B-2) 復興まちづくりの方針図

事例 1：東京都葛飾区の事例

地震による被害想定や基盤整備の状況をもとに、葛飾区全域を対象に「基盤整備型修復地区」「修復・改善型修復地区」「誘導・個別再建型復興地区」と「拠点整備型復興地区」の4つに区分している。

■ 震災復興まちづくりの方針図（事業手法のイメージ）



出典：葛飾区都市計画マスタープラン

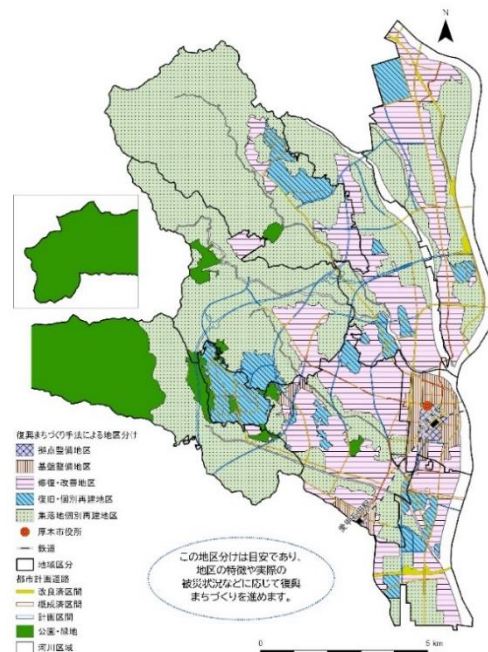
<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1030260/1006017/1006171.html>

事例 2：神奈川県厚木市の事例

厚木市全域を対象に、土地利用や都市基盤の整備の状況に応じた 5 つの復興まちづくり手法を設定し、災害により大きな被害を受けた場合には、この手法に基づき復旧・復興を推進することとしている。

■ 土地利用や被害想定を踏まえた復興まちづくり手法

| 土地利用及び都市基盤の整備状況 | 復興まちづくり手法 | |
|-----------------------------------|-------------|--|
| 都市機能誘導区域(駅周辺) | ア 拠点整備地区 | 駅前広場や都市計画道路等の整備を含めた一体的な市街地整備による復興を検討します。 |
| 都市機能誘導区域等 | イ 基盤整備地区 | より安全性・利便性の高いまちづくりを目指し、土地区画整理事業等の面的な市街地整備手法による復興を検討します。 |
| 都市基盤が整っているが、一部で都市計画道路等の整備予定の土地がある | ウ 修復・改善地区 | 既存の道路等の都市基盤をいかした市街地の修復・改善による復興を検討します。 |
| 都市基盤の整備が完了している | エ 復旧・個別再建地区 | 都市基盤の復旧を進めつつ、地区計画等を導入し、まちづくりのルールの下で個別再建を図ります。 |
| 市街地調整区域 | オ 集落地個別再建地区 | 都市基盤の復旧を進めつつ、被災施設の移転も含め、復旧の方針を検討します。 |



出典：厚木市防災都市づくり計画

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/toshikeikakuka/toshibousai/36098.html>

復興パターンに応じた復興まちづくりを進めるために活用が期待される主な市街地整備手法を下表に示す。実際の復興まちづくりでは、これらの市街地整備手法を中心としながら、被災地の実状に応じて他の関連事業を適切に組合せながら取り組むことになる。(表9、10参照)

表10 復興パターンに対応する主な市街地整備手法

| 復興パターン | 主な内容 | 活用が期待される 主な市街地整備手法 | 事例 |
|-----------------------------|---|--|---|
| 市街地 改造、嵩上 再建 | <ul style="list-style-type: none"> ・抜本的な基盤整備や土地利用再編を伴う復興 ・盛土による嵩上げを伴う復興 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業等 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における土地区画整理事業（気仙沼市、大船渡市、女川町等） ・東日本大震災による一団地の津波防災拠点市街地形成施設（大船渡市等） ・関東大震災における帝都震災復興土地区画整理事業 ・阪神・淡路大震災における市街地再開発事業、土地区画整理事業等（神戸市等） ・熊本地震における被災市街地復興土地区画整理事業（益城町） |
| 修復 (軽度な基 盤整備等) | <ul style="list-style-type: none"> ・被災区域内の軽度な基盤整備や土地利用再編を伴う復興 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・糸魚川市駅北大火における敷地整序型土地区画整理事業（糸魚川市） |
| 修復 (共同化等) | <ul style="list-style-type: none"> ・共同化による街区レベルでの土地利用再編を含む個別再建を中心とした復興 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における市街地再開発事業等（石巻市） ・阪神・淡路大震災における優良建築物等整備事業（芦屋市） |
| 移転 (新市街地 整備、高台 移転) | <ul style="list-style-type: none"> ・被災区域外への移転による復興 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 ・防災集団移転促進事業 ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業等 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における内陸、高台等への移転（東松島市、女川町等） ・新潟県中越地震における集落移転（長岡市） ・北海道南西沖地震における集落移転（奥尻町） ・東日本大震災における一団地の津波防災拠点市街地形成施設による新市街地形成（山元町等） |

※津波、水害の場合には、市街地整備手法に加え、災害危険区域の指定等の土地利用規制と共に、安全な可住地整備のための根幹的な施設整備が関連事業として実施される場合が考えられる。移転復興の場合、移転元地の土地利用方針に基づいて土地利用を増進又は転換するための関連事業が実施される場合が考えられる。

(4) 分野別の復興まちづくりの方針

復興まちづくりの目標を実現するための、土地利用、市街地整備、道路交通、公園・緑地、防災に関する分野別方針を整理することが望ましい。

なお、分野別の復興まちづくりの方針は、被害想定と市町村での課題に応じて住環境や産業等を項目出しして整理することも考えられる。

○検討方法

- ・ 土地利用の方針は、市町村都市計画マスタープランや用途地域等を基本としつつ、被災した場合の復興パターンを検討して方針を整理する。
- ・ 市街地整備は、復興パターンをもとに事業手法の特徴を整理することが考えられる。
- ・ 道路交通の方針は、市町村都市計画マスタープランや道路整備計画をもとに整備方針を記載する。また、整備方針の中で、「復興まちづくりで検討する構想道路」を位置づけることが考えられる。
- ・ 公園・緑地の方針は、公園の配置の考え方や、防災機能、復興時のシンボル公園等について記載することが考えられる。
- ・ 防災については、実施方針での位置づけを踏まえて、防災施設に関する方針を整理しておくことが考えられる。

参考事例 分野別の復興まちづくりの検討

事例：東京都葛飾区の事例

方針として「復興まちづくりで検討する構想路線」を位置づけている。

| 凡 例 | |
|-----|---|
| | 都市計画道路等幹線道路 (整備完了・事業中路線) |
| | 都市計画道路 (未整備) |
| | 復興まちづくりで検討する構想道路 (区内外及び区内の地域間相互の交通を分担) (区内の地区相互の連絡、主要施設へのアクセスを分担) |
| | 鉄道 |
| | 駅前広場の整備・充実 |

事業中：現在工事中ほか、まだ工事は実施していないものの、既に、事業の実施について国土交通大臣の承認や東京都知事の認可などを取得している場合



出典：葛飾区都市計画マスタープラン

<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1030260/1006017/1006171.html>

(5) 復旧・復興期の流れの整理

復興まちづくりの方針を検討する際、復旧・復興期の流れを時系列で整理することが望ましい。

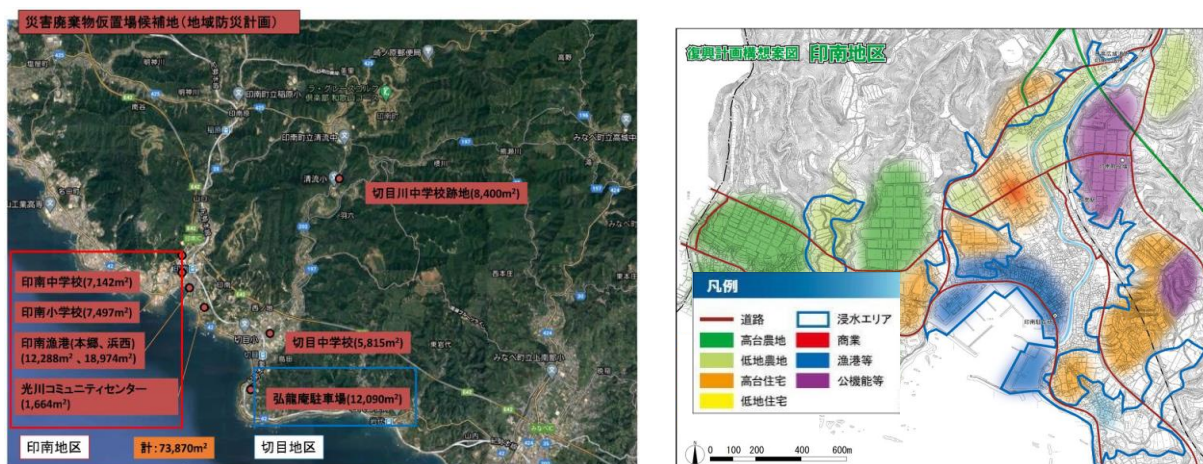
特に、復旧期は、応急仮設住宅やがれき置き場等の用地を確保することになるが、これらがその後の復興まちづくり事業の実施の阻害とならないよう、事前に調整しておくことが重要になる。

また、復興まちづくりの流れも工程表等に整理することで、復興に要する期間等が具体的に整理され、実現性や妥当性を評価することが可能になる。

参考事例 復旧から復興まちづくりに向けて必要となる検討事項

事例：和歌山県印南町の事例

印南町では、地形的条件もあり地域防災計画において、災害廃棄物仮置場候補地を明記している。この仮置場の位置も踏まえて、復興パターンと復興計画構想案図が検討されている。



出典：印南町事前復興計画概要版

<https://www.town.wakayama-inami.lg.jp/0000001461.html>

(6) 復興まちづくりの進め方

大規模災害により被災した場合、平時とはまちづくりの進め方が異なることから、地域防災計画での位置づけを確認した上で、復興まちづくりの進め方や住民との関わりについて検討し、事前復興まちづくり計画の実施方針に位置づけることが望ましい。

2-4 目標の実現に向けた課題の整理

検討した復興まちづくりの目標や実施方針に基づく復興まちづくりを実現するための課題を検証し整理する。

事前復興まちづくり計画の検討は、被災後に策定する復興まちづくり計画の作成のシミュレーションの実施と捉えることができる。

このため、復興まちづくりの具体的な目標や実施方針（復興パターン等）の検討を進めていくにしたがって被災後に直面することになる様々な課題が把握されることになる。

具体的には、復興まちづくりを早期かつ的確に実施するための復興体制・手順の検討が不十分であることや復興訓練・基礎データの整備が十分に実施されていないこと等の課題が明らかになることが考えられる。

こうした課題を被災前に把握し、解消可能な課題を予め解決していくことは、事前復興まちづくり計画検討の大きな意義の一つである。抽出された課題を整理し、解消可能か検証しておくことが重要である。

また、既に復興事前準備に着手し、本ガイドラインを参考に目標を設定しようとする市町村も、これまで検討してきた復興体制や手順等の課題を再度、検証することが望ましい。

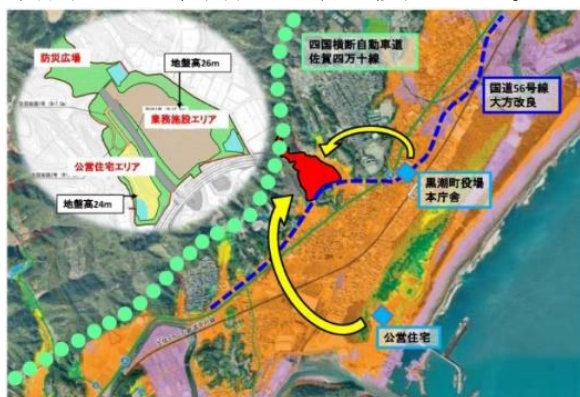
2-5 課題解決のための方策の整理

整理した課題を踏まえ、その課題を解決するための方策として、「事前に決めておくべき事項」と、「事前に実施すべき事項」を検討し、整理する。

課題の整理にあたっては、課題と対応策を「事前に決めておくべき事項」と、「事前に実施すべき事項」に区分しながら体系的に分類する方法が考えられる。対応策は、市町村の規模や財政状況も踏まえて実現可能性を検討する必要がある。（表 11 参照）

参考事例 津波浸水想定区域内に位置する庁舎を事前に高台移転（高知県黒潮町）

南海トラフの巨大地震及び巨大地震に伴う津波等の災害に対する防災対策・復旧復興拠点として町民の安全・安心を確保するため、高台へ庁舎が移転された。



出典：国土交通省四国地方整備局ホームページ 黒潮町災害に強いまちづくり計画（案）

<https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/saigainituyoi/saigainituyoi.html>

表 11 目標の実現に向けた課題と、課題解決の方策の例

| 目標実現のための方策 | | 目標の実現に向けた課題 | 課題解決に向けた方策等 |
|--------------|-------------|---|--|
| 事前に決めておくべき事項 | 復興まちづくりの方向性 | <ul style="list-style-type: none"> 人口規模に見合った将来の中心市街地の位置や規模に関する検討が必要である。 被災後に守るべきと考える歴史・文化、景観について住民間で様々な考えがある。 今のまちで良いところ、快適なところ、未来に残したいこと等が共有できていない。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 被害想定をもとに、復興まちづくりの実施方針（復興パターン）を検討し、事前に考え方を整理。 平時から被災後に守るべき歴史・文化、景観を住民間で共有。 未来に残したいこと、更によくしたいこと等を住民間で共有。 等 |
| | 復興体制 | <ul style="list-style-type: none"> 復興時の指示系統や庁内関係各課での役割分担、責任区分が明確になっていない。 被災後の住民との関わりに関する方針が決まっていない。 復興に際しての受援体制が決まっていない。 復興のためには国や都道府県の施設の計画と調整する必要がある。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 庁内の指示系統を含む復興体制の構築。 被災後の住民との復興まちづくりを考える体制の事前の構築。 復興期の受援体制を明確化。 事前の検討の段階から国や都道府県も検討体制に加わる。 等 |
| | 復興手順 | <ul style="list-style-type: none"> 職員向けの復興手順に関するマニュアルや基準がない。 市町村と都道府県の役割分担が明確になっていない。 復興手順に関する庁内職員の理解度が低い。 住民の復興手順についての知識が十分でない。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 職員向けの復興手順に関するマニュアルや基準を作成。 都道府県との関係も含めた復興体制、復興手順を作成。 復興手順に関する庁内勉強会の開催。 住民向けの復興手順に関するリーフレットの作成。 等 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅や、がれき置き場が未定。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅用地の事前検討、がれき置き場の事前検討、広域調整。 等 |
| 事前に実施すべき事項 | 復興訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 職員の復興訓練を実施したことがない。 住民との復興事前準備に関する検討方法がわからない。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 職員向けの復興訓練（地方公共団体の職員向けの手順書の習熟、復興イメージトレーニング¹⁰⁾の実施。 住民との復興訓練の方法の検討・準備。 等 |
| | 基礎データ | <ul style="list-style-type: none"> 地籍調査が未実施の地区が多い。 データの更新が未実施。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 甚大な被害が想定される地区から地籍調査を実施。 基礎データの定期的な更新。 等 |
| | 防災・減災 | <ul style="list-style-type: none"> ハザードエリア内に行政施設が立地し居住している人が多く、災害が発生した場合、被害が甚大となり復興に時間を要する。 等 | <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画と連携した居住地や都市機能の誘導。 住宅・公共施設の高台移転。 ハザードエリアの立地規制。 等 |

¹⁰⁾ 参照：復興まちづくりイメージトレーニングの手引き
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000032.html

2-6 住民意見の反映

復興まちづくりの目標や実施方針は、様々な方法や機会を通じて住民意見を反映してとりまとめる。その内容を住民に周知し、行政と住民が復興まちづくりの目標や実施方針のイメージを共有することが望ましい。

復興まちづくりの目標や実施方針は、市町村職員と住民の間で共有し、双方がその内容を理解しておくことで、被災後に早期かつ的確な復興まちづくりを進められることが期待される。このため、計画をとりまとめる段階において、様々な方法や機会を通じて住民への情報提供を行うとともに、住民からの意見を聞き、適宜、計画に反映させ、また、とりまとめた内容を住民に周知することが望ましい。

「住民意見を反映し、周知する際の留意点」

計画としてとりまとめた内容は、住民への周知に努め、広く共有しておくことが大切である。

ただし、事前復興まちづくり計画の内容は、あくまでも一定の被害想定を前提として検討したものであり、被災後に検討する復興まちづくり計画の検討案（たたき台）としての役割を持つ。そのため、実際の復興まちづくりの内容とは必ずしも一致しないことに留意し、住民に共有することが望ましい。

住民へのわかりやすさを重視しつつも、復興まちづくりのイメージ図等を提示する際は、そのイメージが固定化されないよう、その計画がたたき台であることを強調し、被害想定との関係を含め住民から理解を得ておくことも重要である。

「検討プロセスにおける復興まちづくりのイメージの住民との共有の際の留意点」

復興まちづくりの目標や実施方針の内容を、住民と事前に共有することや計画の検討プロセスを通じて住民の復興に対する意識の向上を図ることにより、実際の被災後の復興まちづくり計画の検討が円滑に進むことが期待される。

こうした事前復興まちづくり計画の効果を重要視して検討を進める場合には、行政の考え方を住民に周知しつつ、住民と丁寧に意見交換し、意見を確認することが重要である。

この場合、目的は、行政と住民の双方の意見を互いに確認することが重要であるので、必ず合意しなければならないものではないことに留意する必要がある。

また、事前復興まちづくり計画の検討に先行して、復興時における住宅再建の住民意向をアンケート調査や復興訓練等により把握しておくことも考えられる。住民意向は生活環境の変化や年齢を重ね、家族構成が変わること等によって変化していくものであることから、きめ細かく意向を把握することが重要になってくる。平時から被害想定地区の人口、世帯や年齢の構成を鑑み、情報を更新するための調査を実施しておくことも大切である。

住民に対して事前復興まちづくり計画の検討内容を周知したり、意向調査を行う際には、市町村の議会に対しても適宜情報提供を行い、取組みに対する理解を得ておくことが重要である。

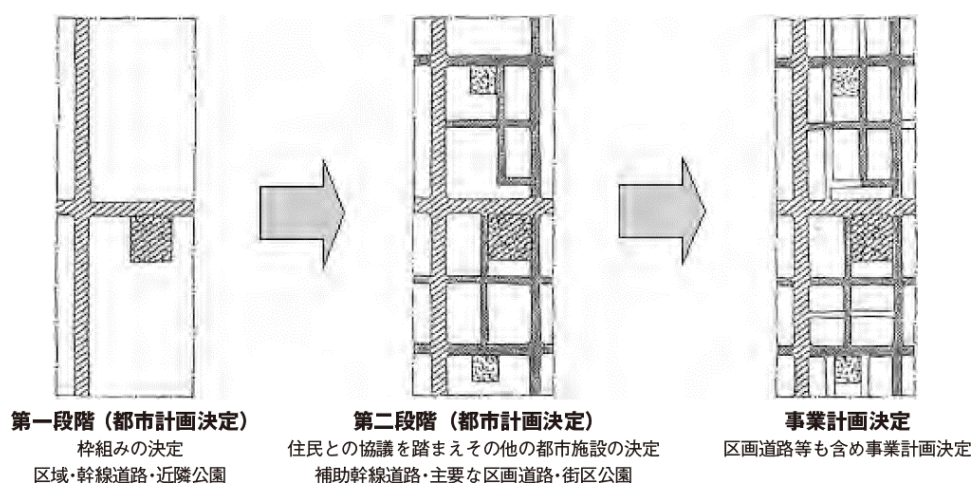
なお、他の法定計画等と連携して計画をとりまとめる場合には、その法定計画等に基づく手続きを踏まえて進めることになる。

参考事例 阪神・淡路大震災からの復興まちづくりにおける住民意見の反映（神戸市）

市街地復興事業の実施にあたっては、2ヶ月間の建築制限期間内に住民との合意形成が充分にできなかったことから、二段階の都市計画決定が実施された。第一段階では、建築制限期間内に事業区域及び主要な幹線道路等の都市計画決定のみを行った。

第二段階では、住民等の参加による住み良いまちづくりを推進することを目的として制定された「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」を援用して、住民等で構成される「まちづくり協議会」を立ち上げ、専門家を派遣し、地区まちづくり構想・計画を作成した。

この地区まちづくり構想・計画を上記の条例に基づく「まちづくり提案」として市長に提案することで、住民が主体となった復興まちづくりを実現した。



出典：伝える-阪神・淡路大震災の教訓-【監修】阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/tsutaeru-kyoukun.html>

また、平成7年2月に被災市街地復興特別措置法が制定され、同法による被災市街地復興推進地域と都市計画事業の区域等が同時に都市計画決定された。

これにより、従来は事業計画決定後にしかできなかった事業用仮設住宅や仮設店舗の建設、用地買収に係る税制上の特例措置の適用が、前倒しで実施できるようになり、権利者の生活再建に向けた合意形成を後押しし、事業の早期推進につなげることができたと考えられる。

3 事前復興まちづくり計画策定後の実施事項

3-1 復興訓練の実施

市町村職員の実務能力の習熟に向けて、策定した事前復興まちづくり計画をもとに、**具体の地区が被災した場合のケーススタディを復興訓練として実施する。さらに、住民を含めた復興まちづくりに関するワークショップ等を実施し、個々の地区の課題や対応を探り出す。**

事前復興まちづくり計画に位置づけた「復興まちづくりの目標・実施方針」を踏まえ、より具体の復興まちづくりの検討を進めるために、具体の地区が被災した場合のケーススタディを復興訓練¹¹として実施する。

具体的には、市町村職員の実務能力の向上を目的に、市町村職員を対象とした復興イメージトレーニング等を実施する。

次に、市町村職員の理解が深まった段階で、住民を含めた復興まちづくりに関するワークショップ等を開催し、個々の地区の課題や対応策を整理する。

この際、被災後の復興まちづくりの主体となる地元組織として、平時からまちづくり協議会の設立も念頭に個々の地区での課題や対応を探り出すことが望ましい。

ワークショップ等を実施する地区は、甚大な被害が想定される地区や、住民の復興まちづくりに関する意欲の高い地区等を対象とすることが考えられる。

なお、住民とのワークショップ等の検討結果は、必ずしも一つの方針として住民の合意を得る必要はないが、検討を通じて住民の考え方を確認しておくことは大切である。

このほか、復興訓練の実施にあたっては、デジタル技術を効果的に活用することも考えられる。具体的には、ワークショップ等をオンラインで開催し効率的に実施することや、3D都市モデル（PLATEAU¹²）を活用して被災状況や復興後のまちのイメージを作成し、住民等にわかりやすく提示することで、合意形成に向けた理解を得やすくする方法等が考えられる。

¹¹ 訓練については、復興事前準備ガイドライン P55～57 を参照

¹² 参照：PLATEAU とは、国土交通省が主導する 3D 都市モデル整備・活用・オープンデータ化プロジェクトのこと。<https://www.mlit.go.jp/plateau/>

3-2 地区別の復興まちづくりの方針のとりまとめ

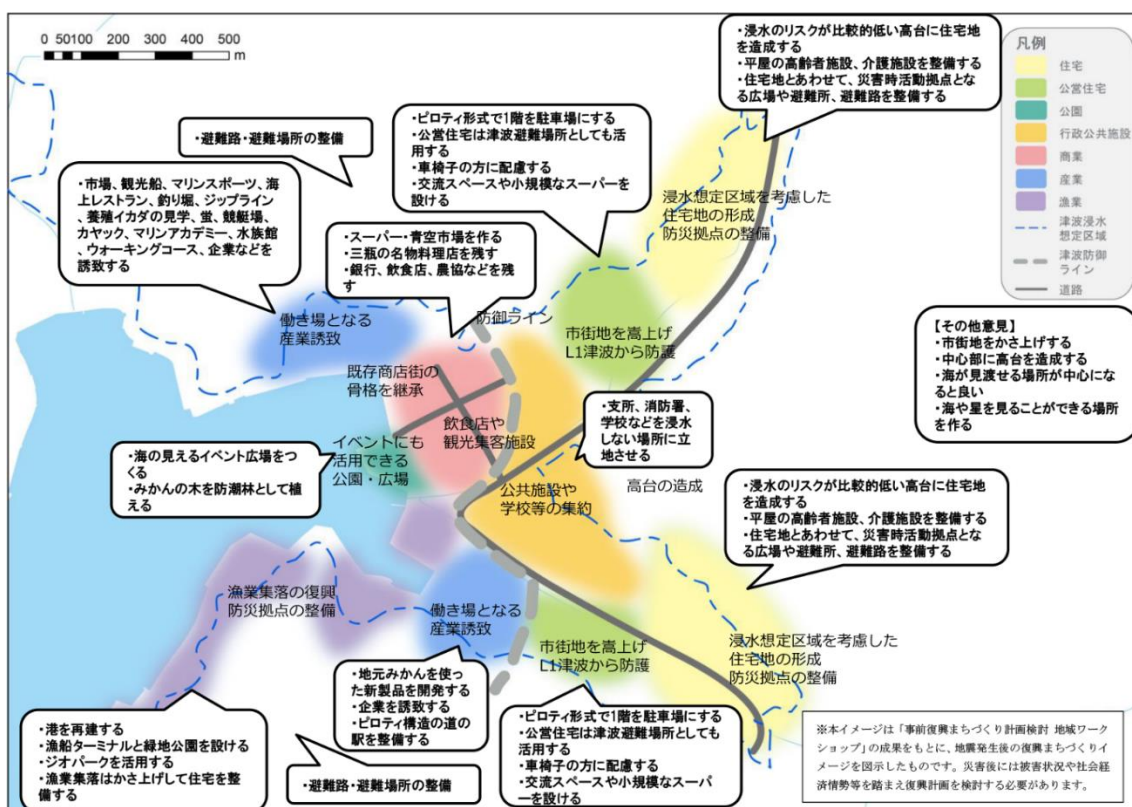
個別地区における復興訓練の結果を、住民と議論し地区別の復興まちづくりの実施方針としてとりまとめる。とりまとめた地区の復興まちづくりの実施方針は、事前復興まちづくり計画に位置づけたり、下位計画として位置づけることが考えられる。

「2-3 (1) 復興検討区域の抽出」で抽出された復興検討区域のうち、特に甚大な被害が想定され復興まちづくりの方針を検討する必要がある地区や、復興検討区域が市町村全域の場合は、その一部を対象として、復興訓練を実施して、「地区の復興まちづくり方針」としてとりまとめることも考えられる。この計画を、事前復興まちづくり計画の地区の復興まちづくりの方針として位置づけたり、下位計画として位置づけることが考えられる。

住民との意見交換を通じて、地区の復興まちづくりの実施方針について、明確な合意や共有に至らなくても、実際の復興時のスタートとなる考え方等を整理しておくことが早期の復興まちづくりの着手に向けて重要である。

なお、地域特性により、被災の前提となる災害タイプが異なる場合には、地区ごとにテーマを設定して復興まちづくり方針を検討することが望ましい。

参考事例 地区レベルの事前復興まちづくり計画の例（愛媛県西予市）



出典：西予市事前復興計画

https://www.city.seiyo.chime.jp/kakuka/soumu/kiki_kanri/13927.html

3-3 計画の点検・見直し

事前復興まちづくり計画策定後の復興訓練や、地区別の復興まちづくりの方針の検討の過程で把握された課題、事前復興まちづくり計画に位置づけた取組みの進捗状況のほか、社会情勢の変化等を踏まえ、事前復興まちづくり計画の点検・見直しを図る。

事前復興まちづくり計画は、いつどのような災害が発生するか正確に予測できない中で、被災規模や社会情勢等、様々な仮定のもとで検討するものである。

計画策定後の様々な状況の変化等を踏まえて、復興訓練の実施や計画に位置づけた取組みのフォローアップ等を行い、定期的に計画の点検・見直しを行い、計画検討にフィードバックすることが重要である。

具体的には、国や都道府県による被害想定の見直し、計画策定後の復興訓練や地区別の復興まちづくりの方針の検討において確認される新たな課題や、計画に位置づけた取組みの進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しが必要になることが考えられるため、こうした状況の変化に留意する必要がある。